

諮問第 123 号

景観審議会

景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について（諮問）

景観の形成等に関する条例（昭和 60 年兵庫県条例第 17 号）第 20 条の 4 第 4 項及び第 20 条の 5 第 3 項において準用する同条例第 8 条第 6 項の規定により、別添のとおり佐用町平福地区景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について諮問します。

令和 5 年 12 月 27 日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

1 景観形成重点区域の指定

佐用町平福地区は、佐用川沿いの川座敷や土蔵群の景観と播州系と作州系それぞれの特徴を持った町家が混在する景観が特徴であり、歴史的な町並み景観が残されていることから「歴史的景観形成地区」として指定した。

景観形成地区内において、天神橋周辺は野面積みの石垣が残り、伝統的な土蔵と川座敷の連なる町並みとなっていることから、特に景観の形成を図る区域（景観形成重点区域）として保存・継承していく必要がある。

また、天神橋上からは、野面積みの石垣の上に、県景観形成重要建造物でもある「瓜生原二郎家住宅」、「瓜生原恒男家住宅」、「前川家住宅」が連続して建ち並び、佐用川の川面に映る川座敷や土蔵群を展望することができる。このため、当該地点を同区域の優れた景観を展望することができる地点（景観展望地点）として、そこから見える建築物等の景観を維持し、次世代へ継承していくことを目指す。

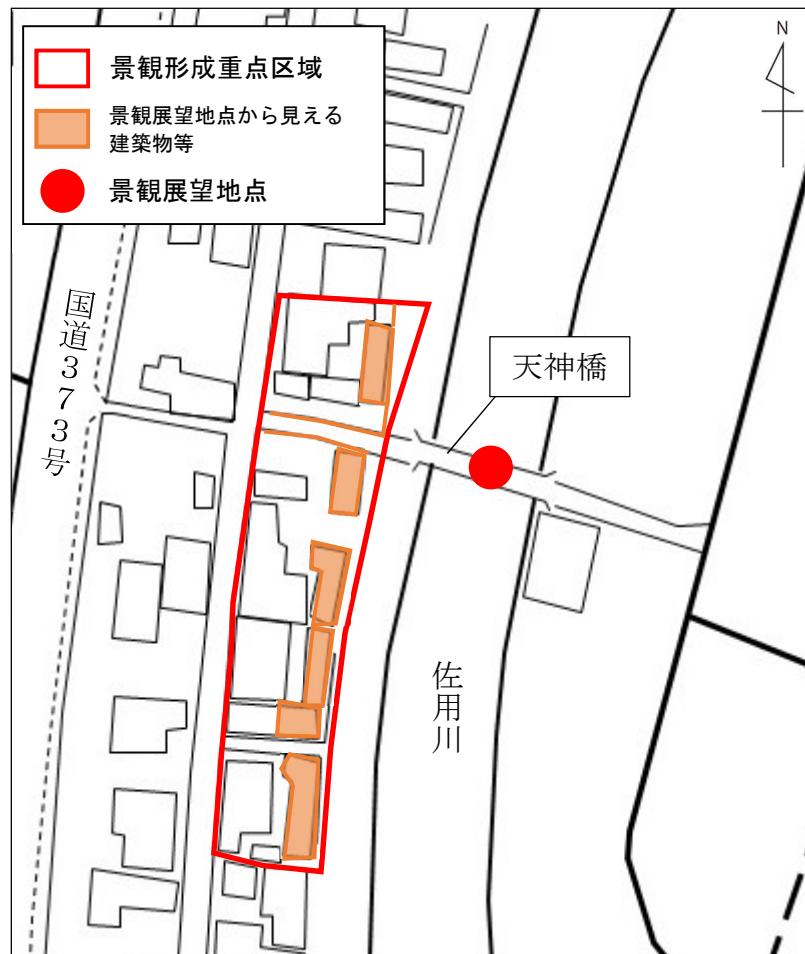
（1）景観形成重点区域の名称

佐用町平福地区

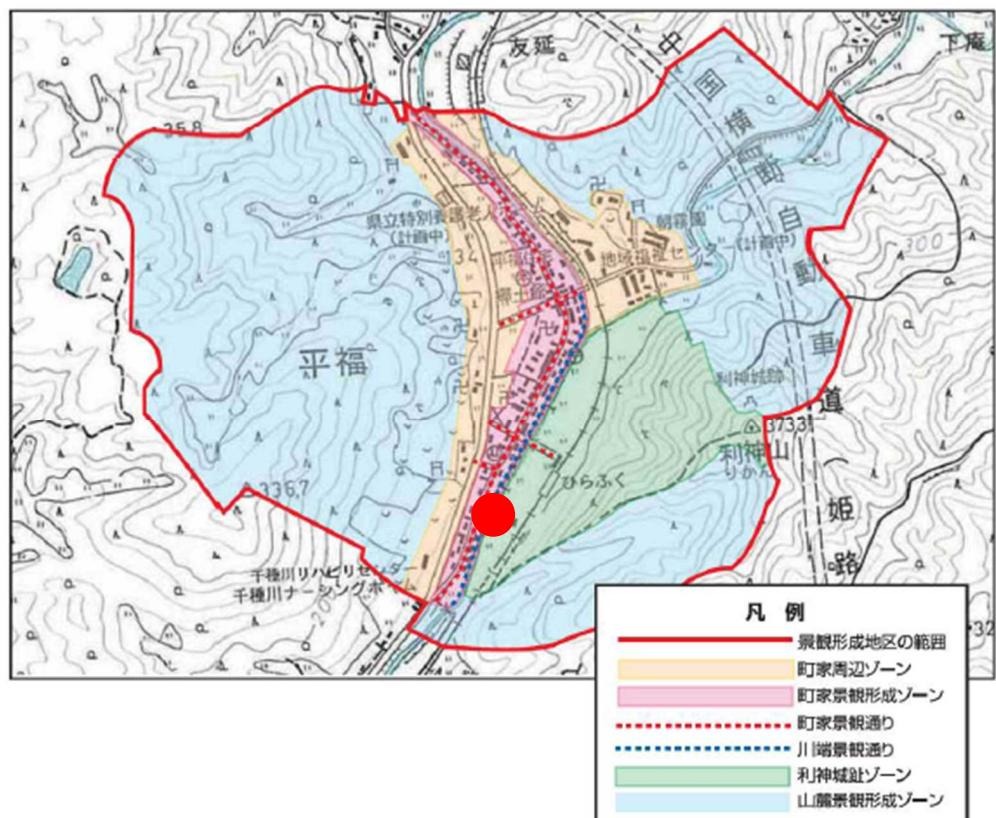
（2）景観形成重点区域に指定する土地の区域

佐用町平福の一部で、佐用町平福地区景観形成重点区域図表示のとおり

佐用町平福地区景観形成重点区域図



(参考) 佐用町平福地区歴史的景観形成地区区域図



2 景観形成重点基準

(1) 建築物等に関する基準

項目	建築物の基準（注）	工作物の基準
重点区域全域	・「佐用町平福地区景観形成地区景観形成基準」で定める町家修景指針を基調とした意匠とし、伝統的な意匠を保存する。	・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「佐用町平福地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根」の基準に準じる。
	壁面の位置	・通りに面する壁面の位置は、隣接する建物の壁面に揃える。
	高さ	・階数は2階以下とする。
	外壁	・1階腰部分は板張りとし、上部は漆喰塗りとする。 ・通りから妻壁が見える場合は、焼き板張り、漆喰塗りとする。 ・ただし、現況が土壁の部分はその仕上げを優先する。
	建具	・建具は木製とする。
	外構	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた材料、色彩とする。
	建築設備等	・空調機は、景観展望地点から見えない位置に設置する。 ・屋上設備は設置しない。 やむを得ず設置する場合は、景観展望地点から見えない位置に設置する。
	掲出物	・景観展望地点から見える位置に掲出物は設置しない。 ・佐用川に水面に映る川底敷と土蔵群の景観を維持する。
景観見える建築物等から	壁面の位置	・佐用川に面する壁面の位置は、石垣及び隣接する建物の壁面に揃える。 ・門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないようにする。
	外壁	・土壁、板張り、漆喰塗りとする。
	外構	・野面積みの石垣が残る箇所はその保存及び維持管理を行う。

注 表に定めのない基準については、佐用町平福地区歴史的景観形成地区の景観形成基準に準じる。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。
意匠	・企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。
その他	・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料、色彩の囲いや覆いを設けるなど修景を図る。